

ご加入時






「i-Select.V」サービス確認書

ご加入後

「i-Select.V」専用受付デスクにご連絡ください

下記の「i-Select.V」サービスを選択します。

※補償内容の詳細は裏面またはパンフレットをご確認下さい。

Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
 <p>バンパー修理サービス</p> <p>偶然な事故による前後のバンパー部分の損害について修理サービスを提供します。 ※スポイラー、エアロ、フェンダーモール等は対象外</p>	 <p>いたずら・盗難によるボディのキズ・凹み修理サービス</p> <p>いたずらや盗難によるボディの破損についての修理サービスを提供します。</p>	 <p>ガラス修理サービス</p> <p>飛び石やいたずらなど偶然な事故によってガラス(前後・左右・上)が損傷した場合に、ガラスの修理費用または交換費用を補償。</p>	 <p>ライト修理サービス</p> <p>偶然な事故によるヘッドライト・テールライト等の損害の修理費用または交換費用を補償。</p>	 <p>ドアミラー修理サービス</p> <p>偶然な事故によるドアミラーの損害の修理費用または交換費用を補償。</p>
補償額最大 30,000円 (税込)	補償額最大 90,000円 (税込)	補償額最大 75,000円 (税込)	補償額最大 30,000円 (税込)	補償額最大 30,000円 (税込)

自己負担額は1,000円(税込)のみ

ご希望のコースに1つだけ○をつけて下さい

A	B	C	D	E
----------	----------	----------	----------	----------

注意事項 ※詳細は裏面をご確認下さい。

サービス対象者 購入頂いた車両で、株式会社IDOMにて損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社の自動車保険に新規ご加入頂いたお客様が本サービスの対象となります。

サービス内容 本サービスは上記A～Eの5つの中から1つのみ、加入時に選択できます。※サービスご利用回数は1年間に1度までとなります。

申込時にご記入下さい

確認日	西暦	年	月	日	i-Select.V 受付欄
ご署名	(株) ガリバーインシュランス				

i-Select.V

ご利用方法

i-Select.V
サービス
受付専用番号

0120-001-563

ご加入者さま
専用

(受付時間)
午前9時～午後6時
年末年始除く



証券が届きましたら、お客さまでご記入をお願いいたします

保険会社 ご加入の保険会社のチェック欄に✓印をご記入ください

<input type="checkbox"/> 損保ジャパン	<input type="checkbox"/> あいおいニッセイ 同和損保	<input checked="" type="checkbox"/> 三井住友海上	<input checked="" type="checkbox"/> 東京海上日動
---------------------------------	---	--	--

証券番号

車両ナンバー

保険期間

西暦 年 月 日から 年間

サービス実施確認欄(店舗記入)

補償年度	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目
サービスご利用日							
受付担当者							
店舗責任者							

※サービス対象可否を判断のうえ、入庫先のご案内をさせていただきます。※本書はサービスをご利用頂く際に、店舗にお持ち下さい。

【ご注意】※本サービスは、株式会社IDOMで新たに自動車保険に加入した場合のみ対象となり、サービス期間は保険開始日から保険満了日までとなります。※保険満了日後の継続契約は対象外となります。ただし、保険終了日の属する月の前々月末日までに継続した契約は対象とします。※各補償を受ける際には、必ず1,000円(税込)の自己負担が発生します。※サービスご利用回数は1年間に1度までとなります。※修理先は株式会社IDOMを通してに限られます。※株式会社IDOMで購入した車両(サービス約款第3条参照)がサービス対象となります(株式会社IDOM以外で購入した車両はサービス対象外となります)。いたずらや盗難によるボディのキズ・凹み修理サービスのご利用時には警察への届出が必要となります。※詳細はサービス約款をご確認下さい。

「i-Select.V」^{マイ}サービス約款

本サービス約款は株式会社IDOMが提供する「i-Select.V」のサービス提供を受ける場合に適用します。

第1条 (本サービスの定義)

1. i-Select.Vとは、株式会社IDOMを取扱代理店とし、株式会社IDOMにより平成29年7月1日以降発行の売買契約書に基づき販売された自動車を取扱代理店とした、平成29年7月1日以降を保険始期とする損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社のノンフリート契約となる自動車保険にご加入頂いたお客様に対して、本サービス約款に基づき提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)をいい、本サービスの利用に関しては本約款が適用されるものとします。※株式会社IDOMが定める一部店舗においては、平成29年7月1日を平成29年8月1日と読み替えます。

第2条 (本サービスの対象者)

本サービスの対象者は、株式会社IDOMを取扱代理店とし、かつ株式会社IDOMにより平成29年7月1日以降発行の売買契約書に基づき登録・販売された自動車を取扱代理店とした、平成29年7月1日以降を保険始期とする損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社のノンフリート契約となる自動車保険にご加入のお客様(以下「ご加入者様」といいます。)をいいます。※株式会社IDOMが定める一部店舗においては、平成29年7月1日を平成29年8月1日と読み替えます。

第3条 (本サービスの対象自動車)

本サービスの対象となる自動車(以下「対象自動車」といいます。)は、株式会社IDOMにより登録かつ販売された自動車に限り、かつ次の各号のいずれかの用途・車種とします。(1) 自家用普通乗用車 (2) 自家用小型乗用車 (3) 自家用軽四輪乗用車 (4) 自家用小型貨物車 (5) 自家用軽四輪貨物車 (6) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) (7) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) (8) 特殊用途自動車(キャンピング車) (9) 営業用軽四輪貨物車、(10) 営業用小型貨物車、(11) 営業用普通貨物車 (最大積載量2トン以下)

第4条 (本サービスの種類及び内容)

1. 本サービスの種類は、次項記載の各号の通りとし、第5条に定める本サービス提供期間中に、日本国内において偶発的な事故、または人為的に第三者により為された損傷(以下総称して「事故等」といいます。)により対象自動車が損害を被った場合に本サービスを提供します。なお、自動車保険加入以前に発生した損傷については対象外となります。

2. 本サービスの提供は次の通りです。ご加入者様は保険契約締結時に次の各号のいずれか一つを選ぶものとし、加入後の変更は一切出来ません。

- 前後のバンパー部分の損害 ※前後バンパーとは自動車前端および後端に取り付けられる緩衝装置のことであり、スポイラー、エアロ、フェンダーモール等を含みません。
 - いたずら・盗難によるボディの損害 ※ボディとは、車体パネル部分をいい、タイヤ・ホイール・ガラス等を含みません。
いたずらとは人為的な行為による損傷をいいます。擦り傷・凹み等、他物(自動車を含む)との接触および走行中に発生したと判断されるものは対象外となります。盗難とは、車両自体の盗難、車中の物を盗難、盗難未遂という事故状況によって発生したボディ(キーシリンダーを除きます。)の損害をいいます。なお、本サービスの利用にあたり、警察への届出が必須となります。
 - ガラスの損害
飛び石やいたずらなど偶然な事故によってガラス(前後・左右・上)が損傷した場合に、ガラスの修理費用または交換費用を補償。
 - ライトの損害
偶然な事故によるヘッドライト・テールライト等の損害の修理費用または交換費用を補償。
 - ドアミラーの損害
偶然な事故によるドアミラーの損害の修理費用または交換費を補償。
- 3.前項の本サービスの種類の選択について、保険始期月の翌末日までに、前項記載の各号のいずれかを選択していない場合は、①(前後のバンパー部分の損害)を選択したものとみなします。

第5条 (本サービスの提供期間・回数)

- 本サービスの提供期間は、株式会社IDOMを取扱代理店として自動車保険に新規加入した保険開始日から保険満了日までとします。ただし、ノンフリート多数割引を適用するための中途更改後契約、用途車種変更に伴う中途更改後契約も本サービス対象とします。
- 前項の本サービスの提供期間における保険期間満了日後の継続契約については、下記の契約に限り本サービスの対象とします。ただし、一度本サービスの提供対象外となった契約は除きます。
 - 保険満了日の属する月の前々末日までに継続した契約
 - ノンフリート保険期間通算特別を適用した契約
- 本サービスの提供サービスは、保険契約・保険年度(保険開始日から起算した1年を単位とする期間をいいます。)ごとに1回とします。

第6条 (本サービスの限度額)

1.第4条(本サービスの種類及び内容)に定める修理サービスは、次の各号に掲げる補償限度額(消費税込)から自己負担額を控除した金額を修理・交換費用とし、各号の補償金額を超える場合、超えた部分の修理・交換費用はご加入者様の負担となります。

- 前後のバンパー部分の損害 補償金額30,000円
 - いたずら・盗難によるボディの損害 補償金額90,000円
 - ガラスの損害 補償金額75,000円
 - ライトの損害 補償金額30,000円
 - ドアミラーの損害 補償金額30,000円
- ※いずれも自己負担額は1,000円とします。

2. 本サービスはいかなる場合においても現金による支給はしません。

第7条 (本サービスを提供しない場合)

1. 次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する損害に対しては、サービスを提供しません。

- 株式会社IDOMにて加入した自動車保険が解約・失効・解除となったとき。
- 株式会社IDOMにて修理を行わなかったとき。
- 株式会社IDOMが提出を求める資料を提出しなかったとき、また提出する資料について知っている事実を記載しなかった、もしくは不実の記載を行ったとき。
- 対象自動車を第三者へ譲渡したとき(自動車保険契約の解約を伴わない、対象自動車の所有者を同居の親族に変更する場合はこの限りではありません)。
- 本サービス提供期間中に対象自動車を、株式会社IDOM以外で登録かつ販売された自動車に変更した場合(株式会社IDOMにより登録かつ販売された自動車はその限りではありません)。
- 対象自動車が日本国外において損害を被ったとき。
- 対象自動車が本約款第3条に定める用途車種区分に該当しなくなった場合。

2. 直接または間接を問わず、次の事由によって生じた対象自動車の損傷

- 本サービスの対象者または本サービスの対象者の許可を得て対象自動車を運転または管理した者の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- 本サービスの対象者の犯罪行為または闘争行為。
- 対象自動車に存在する欠陥。
- 地震もしくは噴火またはこれによる津波。
- 核燃料物質(使用済核燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる事故。
- 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他の類似的暴動。
- 差押え・没収などの国又は公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置として行われた行為は除きます。
- 詐欺または横領。
- 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害
- 対象自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害。
- 法令に定められた運転資格を持たないで対象自動車を運転している間に生じた損害。
- 道路交通法に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態、もしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で対象自動車を運転している間に生じた損害。
- 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象(樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、摩滅、錆び等)によって生じた対象自動車の損傷。

第8条 (車両保険等との関係)

- 対象損害に対し、車両保険・第三者からの賠償・その他サービス等から補償される場合は、そちらを優先します。
- 前項の規定にかかわらず、第6条第1項各号の損害に係る車両保険・第三者からの賠償・その他サービス等からの補償を受ける上でお客様負担額が発生し、かつ当該お客様負担額が同条第1項の本サービスの自己負担額を超える場合、本サービスを提供します。ただし、第6条第1項各号の補償金額を上限とします。
- 本条の定めに関して車両保険金等の額を除かず本サービスの提供を受けたことが判明した場合には、既に受けた車両保険金等と本サービス補償金額との差額について、株式会社IDOMはご加入者様に対して返金を求めることができるものとします。

第9条 (本約款の改定)

本約款は予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、以後の本サービスの提供内容は、変更後の約款が適用されるものとします。

第10条 (適用地域)

本サービスは、日本国内においてのみ有効です。

第11条 (個人情報の利用について)

- 株式会社IDOMは、本サービスに関して自ら取得したご加入者様の氏名、対象自動車保険にかかわる自動車保険に関する情報、「i-Select.Vサービス確認書」に記載された個人情報(以下「個人情報」といいます)を、本サービスの引受判断および履行の目的で利用し、当該目的に必要な範囲で書面又は電子媒体により、本サービスに関係するグループ企業や提携先企業に提供します。
- 株式会社IDOMは個人情報にかかる業務の委託先に個人情報を提供する場合は、個人情報を保護するための措置を講じ、個人情報を保護するための措置を講じさせようとして委託します。

本約款は平成29年7月1日から発行します。